

福井市告示第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更は、告示の日からその効力を生ずるものとする。

平成 22 年 2 月 1 日

福井市長 東 村 新 一

次の区域の地先の公有水面埋立地 14,419.64 平方メートルを蒲生町 1 字北出道下に編入する。

町	字	地 番
蒲生町	1 字北出道下	24 の 2 25 の 5 26 の 1 2 9
蒲生町 1 字北出道下 24 の 2 地先の海浜地である国有地		

次の区域の地先の公有水面埋立地 1,454.91 平方メートルを菜崎町 1 字上出に編入する。

町	字	地 番
菜崎町	1 字上出	69 70 83 の 1 83 の 2
菜崎町 1 字上出 69 地先の海浜地である国有地		

次の区域の地先の公有水面埋立地 241.24 平方メートルを菜崎町 1 3 字下出に編入する。

町	字	地 番
菜崎町	1 3 字下出	84 の 1
菜崎町 1 3 字下出 84 の 1 地先の海浜地である国有地		